

○愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程細則

(目的)

第1条 愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程（以下「取扱規程」という。）第21条の規定に基づきこの細則を定める。

(告発等の取扱い)

第2条 取扱規程第4条による申立てを受け付けた場合は、30日以内に内容の合理性を確認し、調査が必要な場合は研究資金提供機関、関連教育研究機関等（以下、「配分機関等」という。）に報告する。

(調査)

第3条 取扱規程第7条に定める調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告し、協議する。また、調査は、調査実施の決定後30日を目安に開始する。

(調査中における一時的執行停止)

第4条 取扱規程第7条に定める調査期間中において、学長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(調査内容の取りまとめ)

第5条 取扱規程第7条に定める調査結果について、調査委員会は調査開始後150日を目安に調査内容を取りまとめ、研究倫理・コンプライアンス委員会へ報告を行うものとする。

(配分機関等への報告及び調査への協力)

第6条 学長は、取扱規程第12条による裁定結果について、告発等の申立てから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。また、学長は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する。

- 2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
- 3 学長は、研究資金提供機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出する。
- 4 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究倫理・コンプライアンス委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この細則は、2015年4月1日から施行する。